

## 手洗いチェッカー貸出要領

### (趣旨)

第1 この要領は、塩釜保健所岩沼支所（以下「保健所」という。）管内の感染症予防の普及啓発を図るため、手洗いチェッカーの無償貸出について必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象者)

第2 手洗いチェッカーの貸出対象者は、岩沼支所管内に住所または事業所等を有し、インフルエンザ・感染性胃腸炎等の感染症を予防するための学習会等をおこなう個人及び団体（以下「使用者」という。）とする。

### (貸出台数)

第3 手洗いチェッカーの貸出台数は、原則1回につき1台までとする。

### (手続)

第4 手洗いチェッカーの貸出を受けようとする使用者は、使用日の1週間前までに保健所にその旨を手洗いチェッカー使用申請書（様式1）の提出及び電話連絡により、保健所に申請しなければならない。

2 保健所は申し出及び申請書の内容を審査し、適当と認めるときは貸出を許可し、その旨を使用者に連絡する。また、手洗いチェッカー使用申請書（様式1）及び手洗いチェッカー貸出予約受付簿（様式3）に必要事項を記録する。

### (貸出期間)

第5 貸出期間は、原則として使用日及び使用日の前後1日間を含む3日間とする。

2 複数日に利用する等の理由で前項によらない場合は、第4第1項の申請及び第4第2項により、保健所長が適当と認めるときに貸し出しを許可する。

### (目的外使用の禁止等)

第6 手洗いチェッカーの貸出を受けた使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

### (使用の制限)

第7 保健所は、第4第2項の許可に当たり、次に掲げる事項の一つ以上に該当する場合は、手洗いチェッカーの貸出を許可しないものとする。

(1) 保健所の事業に支障があるとき。

(2) 営利を目的とするもの又はこれに類するものの使用に供するとき。

(3) 公序良俗その他公共の福祉に反するとき。

(4) 危険又は棄損のおそれがあるとき。

(使用者の責任)

第8 使用者は、手洗いチェッカー使用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

2 貸出期間中の手洗いチェッカーの維持管理は、使用者の責任において行わなければならない。

3 手洗いチェッカーを破損し、汚損し、又は紛失したときは、使用者の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、所長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(手洗いチェッカーの返却)

第9 使用者は、手洗いチェッカーの使用を終了したときは、速やかに手洗いチェッカー使用報告書(様式2)とともに返却し、破損等の異常の有無について保健所の確認を受けなければならない。

2 返却をうけた保健所は、使用報告書(様式2)に必要事項を記録する。

附 則

この要領は、令和7年2月25日から施行する